

将来環境像	環境目標	施策の方向性	具体的施策	関連するSDGs目標
未来につなぐ 環境に優しい 持続可能なまち 伊予	環境目標 1 住み続けたい快適な生活環境が守られるまち	①安心・安全な環境づくりの推進 ②持続可能な魅力ある環境資源の活用 ③魅力ある景観の保全	・大気、水質、騒音・振動等の監視 ・河川・海の水質保全 ・ワーケーション*等の推進 ・持続可能な観光の推進 ・文化財の保全 ・豊かな景観形成と緑化の推進	
	環境目標 2 自然環境が持続可能な利用で守られるまち	①豊かな緑と安らぎの水辺環境の保全・創造 ②生物多様性の保全と持続可能な利用	・森林や河川、海など自然環境の保全 ・里地里山の積極的な管理 ・農林水産業との共生 ・外来生物防除、野生動物との共生 ・多様な生態系の保全 ・生物多様性に関する普及啓発	
	環境目標 3 環境にやさしい暮らし方が続けられるまち	①再生可能エネルギーの創出 ②省エネルギー対策の推進 ③低炭素まちづくりの推進 ④循環型社会形成の推進 ⑤気候変動への適応策	・再生可能エネルギーの導入促進 ・自立・分散型エネルギー社会の形成推進 ・建物・住宅におけるZEB*・ZEH*等の普及促進 ・産業部門における省エネルギー行動の推進 ・運輸部門のカーボンニュートラル化推進 ・効率的なまちづくりの推進 ・循環型社会の構築 ・廃棄物の適正処理の推進 ・気候変動への適応策の検討	
	環境目標 4 環境教育や環境行動が日常にあるまち	①環境学習メニューの充実 ②環境保全活動の活性化支援	・学校、地域等における環境学習の推進 ・環境情報の発信と共有 ・人材育成の推進 ・活動支援制度の充実	

環境目標1 住み続けたいくなる快適な生活環境が守られるまち

施策の方向性① 安心・安全な環境づくりの推進

具体的な施策① 大気、水質、騒音・振動等の監視

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、悪臭などについては、県と協力して継続的な環境モニタリングを進めます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境への影響が懸念される項目について、定期的な測定・監視を継続し、環境基準の遵守に努めます。 ● 事業者等に対し、環境関係法令の遵守を促し、公害防止に向けた指導を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣で、環境影響等を感じる異常がある場合は、関係機関へ情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境関係法令を遵守し、影響の回避、低減に努めます。

具体的な施策② 河川・海の水質保全

環境汚染のない、きれいな河川や海を守るために排水の水質監視や公共下水道への接続を推進します。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 河川、水路への汚濁負荷を減らすため、生活排水の適正な処理方法の周知や、公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽への転換を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川や水路の汚濁の原因となるごみや廃油などを流さず適正に処理します。 ● 河川や海などの環境保全活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場や事業所からの排水を適正に処理します。 ● 河川や海などの環境保全活動に関する啓発を実施し、積極的に参加します。

施策の方向性② 持続可能な魅力ある環境資源の活用

具体的な施策① ワークーション等の推進

豊かな自然環境がある本市の魅力をアピールすることで、新たなワークライフバランスを推進していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●本市の環境の良さを発信し、仕事と余暇の両立がしやすい条件・立地であることをアピールします。 ●環境の良さを市民に認識してもらうため、市内外に啓発活動を進めていきます。 ●ワークーションに必要なデジタルインフラの整備を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSなどを通じて、市内外に本市の環境の良さを発信するとともに、環境に対する意識の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークーションの受け入れ可能な情報について、市と情報共有を図るとともに事業者間の連携強化に努めます。 ●ワークーションを実施する企業と、情報交換を進め、本市の環境資源を用いた新たなビジネスの機会を創出に努めます。

具体的な施策② 持続可能な観光の推進

グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムをはじめとする、エコツーリズム*の誘致を積極的に行うとともに、持続可能な利用の観点から、観光による環境負荷を抑制するモデルを発信していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●エコツーリズムの誘致を積極的にアピールするとともに、地元企業等と協力して、持続可能な観光のモデルづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●エコツーリズムの地域観光ガイド等として積極的に関わり、持続可能な観光モデルの発信に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●観光業に限らず、地産地消の食糧供給から廃棄まで、事業活動のライフサイクルで持続可能な観光モデルづくりに協力します。

施策の方向性③ 魅力ある景観の保全

具体的な施策① 文化財の保全

指定文化財、登録有形文化財を保全するとともに、本市の歴史や風情を感じさせる町並みや史跡等についても、積極的にまちづくりに活用して保全していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 指定文化財、登録有形文化財については周辺環境と調和した整備・維持管理に努めます。 ● 地区計画等を通じ、本市の歴史や風情を感じさせる地域を保全します。 ● 魅力ある景観について市内外に積極的にアピールをしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定文化財、登録有形文化財などの保全に協力します。 ● 文化財を活かした景観まちづくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定文化財、登録有形文化財などの保全に協力します。 ● 文化財を活かした景観まちづくりに協力します。

具体的な施策② 豊かな景観形成と緑化の推進

地域特有の魅力ある景観形成を図るとともに、市街地や公園などの緑化を推進していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 「伊予市景観計画」に基づき、景観形成を進めます。 ● 公園について地域の特色や市民の意向を踏まえた魅力的な再整備と長寿命化を推進します。 ● 公共施設の緑化を推進するとともに、開発行為及び一定規模以上の建築行為については緑化の指導を実施し、緑地を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園緑地や景観計画区域の指定や整備、維持管理に協力します。 ● 公園緑地や街路樹等の管理に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園緑地や景観計画区域の指定や整備、維持管理に協力します。 ● 公園緑地や街路樹等の管理に協力します。



◆【県指定文化財】オガタマノキ（高野川神社） ◆【市指定文化財】ギンモクセイ（翠小学校）



◆【県指定文化財】稲荷神社楼門（伊豫稲荷神社）

◆成果指標

成果指標	直近年度実績値		目標値 (令和14年度)
汚水処理人口普及率	令和3年度	80.1%	89.3%
グリーン・ツーリズムの利用者数	令和3年度	10,319人/年	現状以上
文化財に関する体験講座・講演会の開催数	令和3年度	2回	現状以上

環境目標2 自然環境が持続可能な利用で守られるまち

施策の方向性① 豊かな緑と安らぎの水辺環境の保全・創造

具体的な施策① 森林や河川、海など自然環境の保全

本市では、市街地をはじめとする身近なところで、豊かな緑や水辺に恵まれた自然環境にふれることができます。こうした豊かな森林・水辺・農地等の緑は、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、土砂流出の防止、温度調整、レクリエーション等の公益的機能を有する、市民共有のかけがえのない財産です。今後も豊かな自然環境と共生した暮らしを実現するため、森林・水辺・農地等の恩恵を将来にわたり守り育てていきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 森林や河川・海などの水辺環境の動植物の生息・生育環境の適正な維持管理を推進します。 ● 開発事業等による生物の生息・生育環境への影響に関して、ウェブサイト等の活用により、生物の生息・生育環境の保全に配慮した計画に誘導します。 ● 市民協働による樹林地や水辺環境の管理を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境保全活動に参加します。 ● 生物の生息・生育環境の保護・保全に配慮します。 ● 水路や河川にごみが入らないようにごみのポイ捨て禁止を徹底し、ごみ拾いなどの美化活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発を実施する際は、周辺環境を考慮し生態系の保全に配慮します。 ● 事業活動の中で水辺環境保全の推進に協力します。

具体的な施策②**里地里山の積極的な管理**

本市には重要な里地里山として翠地区があり、さまざまな生物の生息・生育環境として、豊かな生態系を維持するための重要な場所となっています。適正な管理が行われていない里地里山環境の管理に、市民・市民団体、事業者、行政それぞれの立場で積極的に関わり、地域の自然資本の質を向上させていきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 里地里山の生物多様性の価値について、市民や事業者に周知していきます。 ● 市民団体等との協働による里地里山の再生活動などを通じて、生態系の保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 里地里山等の管理に協力します。 ● 良好な自然環境の価値が損なわれないよう適切に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有地や企業林などの積極的な保全活動を行います。 ● 非財務情報として開示する自然資本を保全する活動等に積極的に参加します。



出所：伊予市観光協会

◆翠地区などで見られるホタル

具体的な施策③

農林水産業との共存

農地は良好な景観形成や防災空間としての機能などをもち、国土・環境の保全など、さまざまな機能を有しています。特に、市街化が著しく進展し自然が減少すると、生物の生息・生育の場としての存在意義も非常に大きくなります。また、化学肥料や農薬などによる生態系への影響が懸念されます。これらは河川を通じて海にも影響を及ぼすため、環境に配慮した農業の推進が必要です。

◆各主体の取組

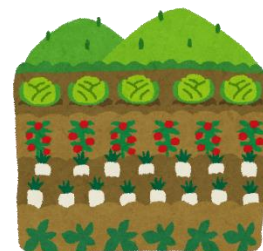
市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●事業者が漁業生産に伴う廃棄物を回収処理する経費を一部補助することにより、海洋環境の保全を図ります。 ●地産地消の情報提供や食農教育の推進など地産地消の取組を進めます。 ●化学肥料・農薬の利用を削減し堆肥等を利用する環境保全型農業を推進します。 ●農家だけでなく、地域や学校、NPOなど多様な主体が農地の維持管理に参画できる体制整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●魚料理講習会の実施による魚食普及活動の推進に努めます。 ●食の安全に関する知識の習得に努めます。 ●市域で生産された農水産物の購入に努めます。 ●農園・家庭菜園などでの農薬の適正管理や農薬散布時の周辺への農薬飛散防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域行事で料理実演や展示試食を実施し、魚食普及活動の推進に努めます。 ●農薬の適正管理に努め、安全な農産物を市民に提供します。 ●農地を適正管理し、荒廃による周辺環境への悪影響を防止します。 ●学校等教育現場における農水産業体験学習の機会提供に協力し、食農教育等の推進に努めます。

＜コラム＞ 農地の多面的機能

農地は、作物をつくる場所としての機能のほか、様々な機能を持っています。

例えば、水田は周囲を畦で囲まれていることによって大雨の時に雨水を一時貯留するため、洪水を防止・軽減する機能があります。

田や畑には多様な生物が生息しています。農地が適切に管理されることにより、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系を持つ自然が形成・維持されます。



施策の方向性② 生物多様性の保全と持続可能な利用

具体的な施策① 外来生物防除、野生動物との共生

生息範囲や個体数の管理が難しい外来生物が侵入することで、生態系や人間に悪影響を及ぼします。海外からはもとより、国内の他地域から悪影響を及ぼす生物を「入れない、捨てない、拡げない」三原則を推進します。また、農林水産業における鳥獣被害対策として、「伊予市鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣被害対策の強化に取り組み、野生動物との共生を目指します。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定外来生物*の防除推進、情報発信と、新たな外来生物の情報収集を進めます。 ● 鳥獣被害対策と実施体制の整備について事業者等と連携して進めます。 ● ジビエ肉等、捕獲した生物資源を活用した地域産業の創出支援などを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定外来生物の早期発見に協力します。 ● 外来生物の飼育放棄や野外放逐を行いません。 ● 鳥獣被害対策に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定外来生物の販売等は行わないとともに、新たな外来生物を含めた意図せぬ持ち込みに留意します。 ● 鳥獣被害対策に協力するとともに、生物資源を活用した地域産業の創出に協力します。

具体的な施策② 多様な生態系の保全

多様な生態系が存在することは、多様な生物種の生息生育を可能にし、さらには種内の遺伝的な多様性も保全しています。また、私たちの暮らしは生態系から得られる恵みによって支えられています。本市の恵まれた自然環境や豊かな生態系を守り、保全していくために、市民や事業者と生物多様性の有する機能や重要性を広く共有していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県などとの広域連携により、生態系の保全に努めます。 ● 公共工事を実施する際は、周辺環境を考慮し生態系の保全に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系の状況を観察する自然観察会に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系の状況を観察する自然観察会の開催を積極的に支援し、参加します。 ● 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に配慮します。

具体的な施策③ 生物多様性に関する普及啓発

私たちの暮らしの全ては、生物多様性のもたらす様々な恵みによって支えられています。こうした恩恵を「生態系サービス」といい、これらの生態系サービスを持続可能な利用とするためには、資源を利用する市民や事業者のひとりひとりが、生態系サービスに配慮した行動を推進していく必要があります。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性関連のイベント等について実施及び支援します。 ● 生物の生息・生育環境の保全に係る意識啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な自然にある生物などの生態についての知識取得に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や学生向けに生物多様性について学ぶ機会を提供します。

◆成果指標

成果指標	直近年度実績値		目標値 (令和14年度)
年間間伐面積※	令和3年度	91ha/年	180ha/年
経営耕地面積	令和3年度	1,373ha	1,236ha
生物多様性関連のイベントの開催回数	令和3年度	1回	3回
伊予市産食材の学校給食への使用率	令和3年度	25.9%	30%
愛ロード、愛リバー、愛ビーチ活動の実施数	令和3年度	愛ロード：7回 愛リバー：10回 愛ビーチ：13回	現状以上

※特定間伐等促進計画（令和4年10月）より

環境目標3 環境にやさしい暮らし方が続けられるまち

本市では、本計画と同時に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。同計画では、行政、市民、事業者の省エネルギー行動を促すと同時に、再生可能エネルギーの導入を積極的に進める「緩和策^{*}」に取り組みます。また、気候変動への適応策についても検討し、グリーンインフラ^{*}の導入や、レジリエントなまちづくりなどの方策を進めていきます。

また、地球環境や自然環境への総合的な影響を緩和するために、ZEBやZEHといった省エネルギー建築の導入や、環境に配慮した交通体系の構築、次世代自動車^{*}の普及促進といった低炭素まちづくりを進めていきます。

一方で、地球上の限られた資源を有効に利用すべく、循環型社会の形成を推進していきます。4R^{*}（Refuse（リフューズ）^{*}、Reduce（リデュース）^{*}、Reuse（リユース）^{*}、Recycle（リサイクル）^{*}）活動を広げ、廃棄物の量を減らし、海洋プラスチック問題^{*}等の解決に貢献するとともに、環境に優しい製品を積極的に購入するグリーン購入^{*}の推進、本市でも問題となっている不法投棄の防止、産業廃棄物の適正処理を進めていきます。

施策の方向性① 再生可能エネルギーの創出

具体的な施策① 再生可能エネルギーの導入推進

再生可能エネルギーの導入を進め、電力使用における温室効果ガス排出量を削減します。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備の普及を推進します。 ● 中小水力発電、バイオマス資源などの再生可能エネルギーの導入を検討します。 ● 再生可能エネルギー導入拡大に向けた仕組みづくりを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅への再生可能エネルギーの導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所等への再生可能エネルギーの導入を検討します。 ● 再生可能エネルギー由来の電力購入を検討します。

具体的な施策②

自立・分散型エネルギー社会の形成推進

再生可能エネルギー発電自給率の向上及び災害時におけるレジリエンス強化を図るため、自立・分散型エネルギー設備の導入を推進します。

◆各主体の取組

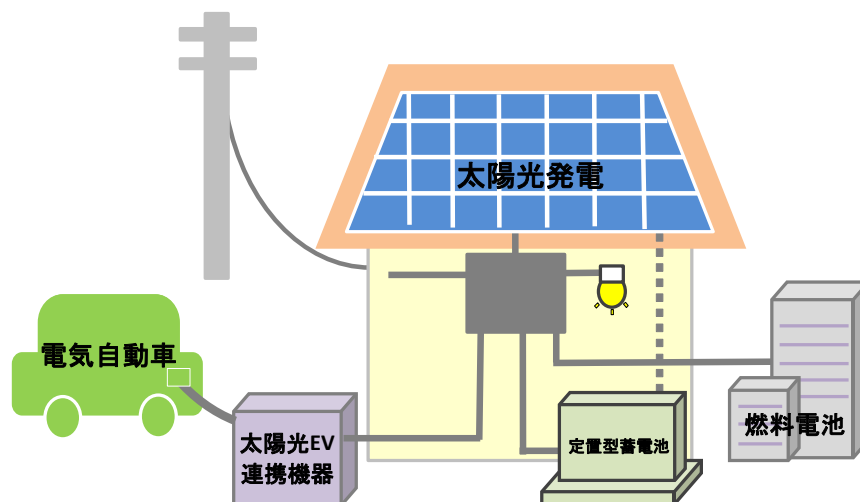
市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎等の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池*等を導入します。 ●蓄電池などを導入する市民、事業者を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅への再生可能エネルギーの導入を検討します。 ●蓄電池などの導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所等への再生可能エネルギーの導入を検討します。 ●蓄電池などの導入を検討します。

<コラム> 自立・分散型エネルギー

私たちが普段使用している電気は、火力発電など大きな発電所で作られ、送電線を通り、各家庭まで供給されています。それに対し、各事業所・家庭等に発電設備を設置して、地産地消で電気を供給することが「自立・分散型エネルギー」です。

こうした「自立・分散型エネルギー」は、大規模な発電所からの電力の供給が途絶えても、各事業所、家庭等に備えた太陽光発電などの発電設備や蓄電池から電気を供給できるため、災害時などでも電気を使用することができます。さらに、既存の発電所から供給される電力と比較した場合、「自立・分散型エネルギー」は各事業所・家庭等で発電した電力をそのまま使用できるため、送電ロスが少なく、発電した電力を無駄なく利用できます。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーから作られた電気はCO₂の排出係数が小さく、日常生活の中で排出されるCO₂の削減にも貢献します。



自立・分散型エネルギーのイメージ

施策の方向性② 省エネルギー対策の推進

具体的な施策① 建物・住宅におけるZEB・ZEH等の普及推進

公共施設、住宅、事業所の省エネルギー化の促進のため、省エネルギー行動の実践とともに、建て替えや新築時にはZEB化やZEH化を普及推進していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設に省エネルギー設備を率先導入します。 ● 公共施設、住宅、事業所等のZEB、ZEH化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な時以外は照明や家電などの電源は切り、省エネ行動を実践します。 ● 季節等に応じて適切に使用することで、家電等の負荷低減による省エネを実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明や空調等を季節などに応じて適切に使用し、設備の負荷低減による省エネを実践します。

具体的な施策② 産業部門における省エネルギー行動の推進

本市の温室効果ガス排出量のうち、約1/4を占める産業部門の省エネルギー行動を推進します。

◆各主体の取組

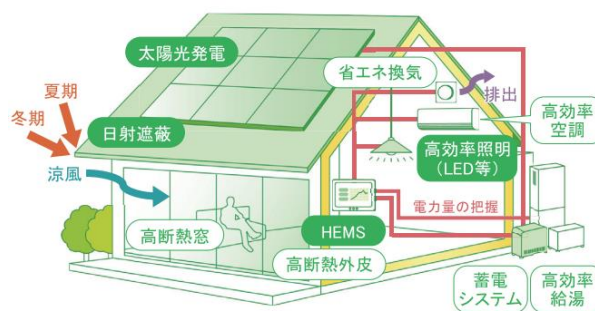
市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 製造業などにおける省エネ設備の導入を推進します。 ● 事業所のZEB化推進を支援します。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ設備の導入及び活用を検討します。 ● 照明や空調等を季節などに応じて適切に使用し、設備の負荷低減による省エネを実践します。

<コラム> Net Zero Energy House (ZEH) とは



創るエネルギー ≥ 使うエネルギー

高い断熱性能をベースに太陽光発電などの設備でエネルギーを創出し、省エネ設備などでエネルギーを効率的に使うことで年間一次消費エネルギーの収支ゼロを目指す住まいです。



出所：環境省ホームページ

施策の方向性③ 低炭素まちづくりの推進

具体的な施策① 運輸部門のカーボンニュートラル化推進

次世代自動車について、積極的に普及促進を図るとともに、それらの電源となる再生可能エネルギーの導入や充電スタンドの設置を推進します。また、次世代自動車による公用車カーシェアリング*などの取組により、運輸部門のカーボンニュートラル化を推進していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●次世代自動車等の導入を推進します。 ●ソーラーカーポートや充電スタンドの設置を検討します。 ●次世代自動車による公用車カーシェアリングの導入を検討します。 ●公用車等の次世代自動車への転換を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイカー買い替え時に、次世代自動車などの購入を検討します。 ●カーシェアリングによる車両の共同利用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●社用車買い替え時に、次世代自動車などの購入を検討します。 ●カーシェアリングの活用やカーシェアリング事業を検討します。

具体的な施策② 効率的なまちづくりの推進

中山間地域での生活機能も維持しながら、地域内の移動に公共交通機関やデジタル技術を活用した交通システムの検討を進め、脱炭素社会の実現に向けたコンパクトシティの形成に取り組めます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●コンパクトなまちづくりに向けた検討を進めていきます。 ●公共交通機関の連携を高める協議を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関や自転車、徒歩などの環境にやさしい移動手段を積極的に選択します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーカーデーの実施などにより、通勤には公共交通機関や自転車、徒歩などの環境にやさしい移動手段を積極的に選択します。

施策の方向性④ 循環型社会形成の推進

具体的な施策① 循環型社会の構築

食品ロスの削減などによりごみの発生・排出抑制を推進するとともに、4R活動を進め、食品廃棄物やプラスチック廃棄物の量を減らし、循環型社会の構築を推進します。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスの削減などごみの発生・排出抑制を推進します。 ● 4R活動の推進により、資源の有効利用に取り組みます。 ● ごみ処理事業の効率化のためにごみ処理広域化を検討します。 ● デジタル技術を活用したごみ処理の効率化を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 賞味期限と消費期限の違いを正しく理解し、食品ロスを削減します。 ● 4R活動について理解し、普段の生活でできることから実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「3010運動」を推進し、宴会時の食べ残しを削減します。 ● 生産、流通、販売過程での食品ロスの発生抑制に努めます。 ● 4Rの普及をビジネスチャンスと捉え、新しい製品開発等に活かします。

具体的な施策② 廃棄物の適正処理の推進

ごみの不法投棄の防止や、産業廃棄物等の適正処理を推進するとともに、適切な情報発信や意識啓発に取り組むことで廃棄物の適正処理を推進します。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄や不適正処理について、パトロール等を行い早期発見、対処します。 ● 産業廃棄物等に関する適正処理について、事業者等に情報を発信します。 ● 海洋プラスチックごみをはじめとしたごみ問題に関する情報の周知に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物に関連する講座や学習活動に積極的に参加します。 ● ごみを適正に分別し排出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物に関する研修会や勉強会の開催による普及啓発に努めます。 ● 一般廃棄物・産業廃棄物の排出抑制を進めるとともに、適正に処理します。

<コラム> ごみ分別アプリ（無料）「さんあ〜る」

市では、お住まいの地域を登録すると、分別方法の検索や収集日のお知らせ機能などを利用できる無料のアプリを提供しています。

【アプリの特徴】

- 収集日アラーム
地域を設定すると、お好みの時間に、アラームで収集日をお知らせします。
- ごみ収集カレンダー
収集日をカレンダー形式で確認できます。
- ごみ分別の手引き
詳しい分け方・出し方などの注意点を確認できます。
- ごみ分別辞典
分別を分かりやすく、50音順に整理しています。
- 伊予市からのお知らせ
ごみに関する市からの情報をお知らせします。



施策の方向性⑤ 気候変動への適応策

具体的な施策① 気候変動への適応策の検討

気候変動により増加している様々な影響について、市域の特性に応じた「適応策」を講じていきます。

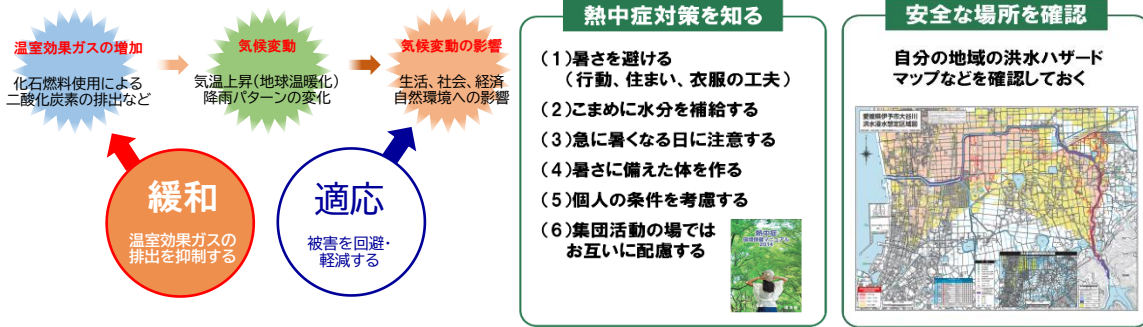
◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業への影響について、事業者を支援するとともに、防災空間としての機能を発揮するための整備を推進します。 ● 水環境・水資源への影響を把握するために、河川・海の水質調査、最新の知見について情報収集します。 ● 本市の自然環境の実態について把握するとともに、外来生物や病害虫などへの対策を講じます。 ● 土砂災害や洪水被害への防災・減災対策を実施します。 ● 熱中症対策ガイドラインなどによる対策を推進するとともに、感染症の発生リスクについて情報を収集し、対策を実施します。 ● 産業・経済活動への影響の把握に努め、関係団体と協働で地域特性を踏まえた適応策を講じます。 ● 市域の強靱化を図るために、防災中枢機能を果たす施設・設備等における災害対策を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、自分のこととして把握します。 ● 災害情報を収集できる環境を整えます。 ● 情報収集や水分補給により、熱中症対策を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての「適応策」を検討します。 ● 自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木などが起こらないように点検等を行います。 ● 事業活動中の熱中症対策を実施します。

＜コラム＞ 気候変動の緩和策と適応策

気候変動に対処するための方策には大きく2つあります。温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図る「緩和策」と地球温暖化がもたらす現在および将来の気候変動の影響に備える「適応策」です。緩和策と適応策は、気候変動の影響のリスクを低減するための相互補完的な施策であり、いわば車の両輪として推進していくべき施策です。

【個人でできる適応策の取組例】



出所：環境省 熱中症環境保健マニュアル

出所：伊予市 河川防災マップ

◆成果指標

成果指標	直近年度実績値		目標値 (令和14年度)
	令和元年度	令和3年度	
市域の温室効果ガス排出量	令和元年度	196.4千t-CO ₂	101.3千t-CO ₂
市域のエネルギー消費量	令和3年度	2,774TJ	2,031TJ
公用車の次世代自動車導入台数割合	令和3年度	0%	20%
市民一人1日当たりのごみ排出量	令和2年度	831g/人日	750g/人日
ごみのリサイクル率	令和2年度	13.8%	25%
デマンドタクシー・コミュニティバス利用者数	令和3年度	デマンド:4,384人/年 コミバス:10,070人/年	デマンド:6,500人/年 コミバス:10,000人/年

環境目標4 環境教育や環境行動が日常にあるまち

本計画の推進のためには、市民、事業者、行政の一人一人が環境問題を「自分ごと」として捉え、さらには地域循環共生圏の構築などの視点から、新たな産業創出や雇用創出、観光資源の活用などを通じて、住み続けたいまちづくりに参加する必要があります。

本市では、環境教室や、小中学校での環境出前講座を開催してきました。今後も環境教室等を学校や市民向けに実施するとともに、市民団体による環境活動が実施され、住み続けたいまちづくりに貢献していると実感できる場をつくっていきます。

施策の方向性① 環境学習メニューの充実

具体的な施策① 学校、地域等における環境学習の推進

学校や地域で、市民団体等と連携しながら、本市主催の環境学習を推進していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な環境を対象にした環境教室等を学校や地域で、市民団体等の協力も受けながら開催を検討していきます。 ● 子どもを中心とした里山環境での観察会等の開催や支援、また、学校が進める生物多様性に関する取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教室等の環境学習に自主的に参加し、本計画の推進を「自分ごと」として認識します。 ● 市民団体は、市が主催する環境教室等に協力し、地域に根付く活動を継続させていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が主催する環境教室等に従業員が参加し、本計画の推進を「自分ごと」として認識します。 ● 事業者は、市が主催する環境教室等に協力し、地域に根付く活動を支援していきます。



◆環境教室

具体的な施策② 環境情報の発信と共有

市民・事業者へ環境に関する情報を提供していきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●市域の環境や地域資源について市民・事業者と情報共有を図るため、市の広報紙やホームページなどで、環境に関する関連行事や環境に配慮した取組事例などの環境情報を発信します。 ●環境情報を発信する方法・媒体などについて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市の環境情報へのアクセスや関連行事への参加を積極的に行い、家族や友人等と情報を共有します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市の環境情報へのアクセスや関連行事への参加を積極的に行い、従業員同士や他の事業所等と情報を共有します。 ●自分たちが行っている環境関連活動や事業活動で得られた環境に関する情報を発信します。



◆環境問題に関する展示会

第1章

第2章

第3章

第4章

目標1

目標2

目標3

目標4

第5章

第6章

施策の方向性② 環境保全活動の活性化支援

具体的な施策① 人材育成の推進

環境基本計画の推進のためには、市民団体や事業者の参加が不可欠です。参加者の裾野を広げるために、人材育成の推進を実施し、環境教室等の開催数、市民団体やその参加者数を増やしていきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●市民団体等と協力し、環境教室の開催や人材育成を推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民は、市が主催する人材育成の推進活動に参加し、新たな市民団体の立ち上げや、環境活動の裾野を広げていきます。 ●市民団体は、市が主催する人材育成の推進活動に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市が主催する人材育成の推進活動に従業員が参加し、事業所内での環境活動の裾野を広げていきます。 ●事業者は、市が主催する人材育成の推進に協力します。

具体的な施策② 活動支援制度の充実

環境活動を実施する市民・市民団体や事業者を支援する制度を充実させていきます。

◆各主体の取組

市	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ●環境活動を推進する市民（団体）や事業者に対し、補助金や講師派遣、活動場所のマッチングなどの面で支援を進めていきます。 ●子どもを中心とした里山環境での自然観察会等の開催や支援、また、学校が進める生物多様性に関する取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市の支援を積極的に活用し、環境活動の裾野を広げていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市の支援を積極的に活用し、従業員や事業所内での環境活動の裾野を広げていきます。

◆成果指標

成果指標	直近年度実績値		目標値 (令和14年度)
環境教室の開催数	令和3年度	2回	5回
環境関連団体数	令和3年度	52団体	現状以上
環境関連団体参加市民数	令和3年度	509名	現状以上